# 平成２９年度における独立行政法人勤労者退職金共済機構の
# 中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「官公需法」という。）第５条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成２９年７月２５日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成２９年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

## 第１　中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

### １　中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、平成２９年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約１５億円、比率が７６．５％になるよう努めるものとする。

### ２　新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成２６年度における当機構の官公需契約実績２８億円の約０．０２％程度と推計されることを踏まえ、平成２７年度から平成２９年度までの３年間で、平成２６年度比で概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。

## 第２　中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

### １　官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

２　官公需に関する相談体制の整備

総務部会計第一課、第二課及び勤労者財産形成部管理課の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

３　総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法についての検討を行う。

４　一括調達における下位等級者の参加の推進

一括調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

５　地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

当機構において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、当機構管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

６　適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

## 第３　新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

### １　新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

（１）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「ここから調達サイト」の情報等を活用し、中小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

（２）競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

（３）新規中小企業者からの相談体制

総務部会計第一課、第二課及び勤労者財産形成部管理課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

（４）ここから調達サイトの活用による調達の推進

「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の

実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

２　組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

〇官公需適格組合の活用の促進

官公需適格組合制度に関し、活用事例を紹介しつつ、総合点の算出方法に関する特例が講じられていること等、調達部局に対して一層の周知に努めるものとする。

第４　前３号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

１　本方針の適用範囲

本方針は、当機構の全ての部署に適用する。

２　中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、機構に推進本部を設置する。推進体制は以下のとおりとする。

本部長　総務担当理事

本部員　各部長

（事務局　総務部会計第一課、第二課及び勤労者財産形成部管理課）

なお、推進本部においては、第１の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

附則

〇本方針の公表

官公需法第５条第３号に基づき、本方針は速やかに公表する。